

## ◆海外療養費制度について◆

国民健康保険の加入者が海外渡航中に急な病気でやむを得ず現地で治療を受けた場合、海外で支払った医療費の一部の払い戻しを受けることができます（海外転出している人は対象外）。

基本的には、『日本国内の保険医療機関等で同じ治療を受けたと仮定した場合の医療費（標準額）』か、『領収明細書の金額（実費額）』のどちらか低い額から、一部負担金を引いた額が、海外療養費として支払われます（※実費額は、支給決定日の外国為替換算率（売レート）で円換算します。）。

※ただし、治療目的での渡航の場合、また日本で保険適用されない治療を受けた場合などは、保険給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

### 1 申請に必要なもの

①	診療内容明細書（医科・歯科共通） ※日本語翻訳文も必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療をした<b>医師に記入してもらってください。</b>（様式は春日市役所窓口／春日市ウェブサイトにあります。）</li> <li>・翻訳文には、翻訳者の住所、氏名、電話番号も記入してください。（別紙に翻訳も可）</li> <li>・領収明細書は、歯科の場合、歯科用をご利用ください。</li> <li>・月をまたがって受診した場合は、できるだけ各月ごと、入院・入院外ごとに作成してください。</li> </ul>
②	領収明細書（医科・歯科別様式） ※日本語翻訳文も必要	
③	診療内容補足説明書（医科・歯科共通） ※日本語翻訳文も必要	
④	治療費の領収証（原本） ※日本語翻訳文も必要	
⑤	パスポート	・治療を受けた日に渡航していたことがわかる、出入国スタンプが押印されているもの。
⑥	国民健康保険証	
⑦	世帯主名義の振込口座がわかるもの	・国外への送金はできません。
⑧	世帯主と対象者のマイナンバー等	
⑨	届出者の本人確認書類	
⑩	委任状※世帯主以外が届出する場合	
⑪	調査に関わる同意書	・様式は春日市役所窓口／春日市ウェブサイトにあります。

### 2 申請〔お問い合わせ〕先

春日市役所 国保医療課 国保担当  
〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5  
TEL : 092-584-1111  
E-mail : kokuho@city.kasuga.fukuoka.jp

（裏面もお読みください）

## ◆海外療養費を申請される方へ（お知らせ）◆

### 海外での公的保険から給付を受ける場合

- 海外での公的保険に加入され、その保険からの給付を受ける場合は、公的保険から給付される額を減額して海外療養費を給付します。
- 海外療養費の支給後に、公的保険の給付が判明した場合は、その差額を返還していただくことになります。海外の公的保険に加入された人は、海外療養費の申請時にあらかじめお伝えください。

### 民間の旅行傷害保険等に加入した場合

- 民間の旅行傷害保険等から支給される治療費（保険金）は、海外療養費の支給額の減額対象となりません。ただし、民間の旅行傷害保険が提携した現地の医療機関で、本人が自己負担なく医療機関から治療を受けた場合（被保険者に費用負担が生じていない場合）等は、海外療養費の支給の対象になりません。

### 提出書類について

- 診療内容明細書、領収明細書、領収証、日本語訳文等を発行するために必要となる費用は申請者の負担となります。（添付する翻訳には、翻訳者の氏名、住所、電話番号を記載してください。）
- 提出書類の記載内容に不備・不明な点がある場合は、書類の内容について詳しく確認させていただきます。また、審査の過程で確認書類等再提出をお願いすることがあります。

### 支給について

- 申請を受けた後、診療内容明細書、領収明細書等の審査があるため、給付には3ヶ月以上時間を要します。また、申請書類に不明な点がある場合、治療を受けた医療機関に文書、電話等で確認をすることがあります。その際、審査には相当のお時間をいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。